

国際予備審査機関 EG	エジプト特許庁	附属書 E EG
次の受理官庁について管轄する 国際予備審査機関	DJ, EG, IQ, OM, QA, SA, SD, SY	
国際予備審査機関に支払う手数料：		
予備審査手数料（PCT規則58） ¹	エジプト・ポンド（EGP）	3,000
追加の予備審査手数料 （PCT規則68.3） ²	EGP	3,000
取扱手数料（PCT規則57.1） ¹	USD	219
国際予備審査報告に列記された文献の 写しのための手数料（PCT規則71.2） ³	なし	
追加の写しを注文するための手数料	各文献につき EGP	50
国際出願の一件書類中の文書の写しの ための手数料（PCT規則94.2）	最初の30頁まで EGP	200
	各追加頁につき EGP	3
国際予備審査手数料の払戻しの条件 及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下 げられた場合：100%払戻し	
異議申立手数料（PCT規則68.3(e)）	EGP	1,600
遅延提出手数料（PCT規則13の3.2）	EGP	200
国際予備審査のために受理する言語	アラビア語 ⁴ ，英語 ^{4,5}	

[次頁に続く]

1 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。

2 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。

3 出願人は、国際予備審査報告とともに、国際調査報告に列記されていなかった各追加文献の写し1通を無料で受領する。

4 アラブ諸国連盟の加盟国 (<http://www.lasportal.org/Pages/Welcome.aspx>) の受理官庁又は同加盟国のために行動する受理官庁に行われた国際出願について。

5 アラブ諸国連盟の加盟国 (<http://www.lasportal.org/Pages/Welcome.aspx>) の受理官庁又は同加盟国のために行動する受理官庁を除く、その他の受理官庁に行われた国際出願について。

E G	エジプト特許庁 (続き)	E G
審査しないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象	
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか？	なし	
委任状の提出要件の放棄 ⁶		
国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄していない	
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない	
国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄していない	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない	

⁶ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。